

2017. 1. 6

貫徹委員会中間とりまとめに関する経産省ヒアリング

e シフト

市民電力連絡会

パワーシフト・キャンペーン運営委員会

日時： 2017年1月6日（金）16:00～17:30

場所： 衆議院第2議員会館第1会議室

対応者： 資源エネルギー庁 電力ガス事業部 電力ガス改革推進室企画官 柴山豊樹氏

電力ガス事業部 政策課 大能直哉氏

電力ガス事業部 原子力政策課 和田憲明氏

質問者： 竹村英明（市民電力連絡会）、堀江鉄雄（東電株主運動）

協力： 阿部知子事務所

参考資料：

・2016年12月20日「東電改革提言」（東電1F問題委員会）の21～23ページ

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/touden_1f/pdf/161220_teigen.pdf

・2016年12月20日「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（経済産業省）
（同日閣議決定）23～28ページ

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#kihonsisin>

青字：質問 黒字：回答

0、東電改革提言、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」閣議決定について。パブリックコメントにかかっているにも関わらず、すでに「決定」されているのはなぜか。

A：あくまで、貫徹小委員会の中間とりまとめについてパブコメにかけている。それについては意見を伺い反映していきたい。「中間とりまとめ」については様々な分野にわたっている。（回答として不十分のため、再質問）

1、 なぜ貫徹委員会「中間とりまとめ」には21.5兆円の数字を記載していないのか？

21.5兆円の数字は、12月9日の第6回東電改革・1F問題委員会で「参考資料」として提示されたのみ。マスコミ報道で既成事実となった観があるが、貫徹委員会の議論の中では、12月16日の第3回会合で資料として提示されたのみで、「中間とりまとめ」にはこの数字

はない。その上で、負担方法のみが提案され議論された。国民に対しては、極めて不親切であり、意見募集のためには、中間とりまとめを一度撤回し、21.5兆円という数字の記載された中間とりまとめを出し直すべきではないか。

A：貫徹小委の中間とりまとめについては、9月から12月の貫徹小委の議論をまとめたもの。廃炉や賠償に関するもののほか、市場整備策などについても議論はされてきている。そうして議論してきたものをパブコメにかけている。貫徹小委の中では、総額についての議論をしていない。そのため、21.5兆円の額は記載していない。

負担の在り方については、額の多寡にかかわらず、制度整備しなければいけないものはしなければいけない。その、議論してきた中身を中間とりまとめにしている。パブコメの中でさまざまな意見が出てくるだろう、額に関するものもあると思うので、中で考えていく

2、 経産省の評価した「廃炉・汚染水対策」費用予測を提示すべきではないか？

21.5兆円のうち、廃炉・汚染水対策は、上記の第6回東電改革・1F問題委員会「参考資料」において2兆円から8兆円に、6兆円増えるとされている。その根拠は、「第6回東電改革・1F問題委員会において公表された『有識者ヒアリング結果報告』を引用したもの。経産省として評価したものではないことに留意。」と書かれている。しかも、その「有識者ヒアリング報告」はA4で2枚にも満たない内容であり、単にTMI-2（スリーマイルアイランド2号機）事故からの比較類推を行ったにすぎない。きわめて不確実であることも書かれており、より精緻な、経産省の責任において行われた予測数値を示すべきではないか。

A：福島第一原発の廃炉は世界にも前例のないきわめて困難な事業。燃料デブリの取り出し方も決定されていない。その中、政府として廃炉にかかる費用を合理的に見積もることは困難。他方で東電委員会のほうでは、東電がどのような改革をすべきかという検討の中では、一定の規模感がないと議論がすすめられないのではないかとということで、追加の6兆円については、有識者の検討を踏まえ、スリーマイルとの比較において算出した額として出している。実際問題として見積もることは困難ということで、経済産業省としての評価は難しい。

3、 「廃炉・汚染水対策」の追加コストはデブリ取り出しだけなのか？

「有識者ヒアリング」の内容は、ほぼデブリの取り出しについての費用の類推に限定されている。それはほんの一部であり、汚染水対策、建屋の解体、最終的な固体、液体（大量の水）、塵等の廃棄物の処理など、総合的な費用については検討された形跡がない。これらを含めれば、増加額は6兆円にとどまらないことは明白で、8兆円は確実に上ぶれする。実際には「青天井」（無限に増えて行く）という指摘もあり、そのことをはっきりと、負担を求める国民に示すべきではないか。

A：デブリ取り出し費用は含まれていない。デブリがどのような状況か、わからない状況である。取り出し後の処分の費用を試算するのは困難という状況。今後それらが明らかになってくれば、資金を追加することになるかと思う。今後必要となる資金が上振れすることは当面はないと思うが、作業が進捗していく中で、当初予見できなかった要因によって増えることはありうると思う。他方、廃炉技術のイノベーションもあると思う。そうした中で1Fの廃炉を進めていくことは課題だと思う。参考として、試算方法を簡単に紹介すると、スリーマイル事故ではデブリ取り出しにかかった費用が10億ドル。それに対し、福島第一原発事故では取り出し量は2倍、また3機あることから、最大で30倍程度、それに、物価の上昇などを考慮すれば最大で60倍程度、そこから6兆円程度としている。(東電委員会資料)⇒12月9日出された中身だが、正直なところ少なすぎるのではないか。

4、 東電PG(送配電部門)の利益は電力消費者に帰すべきものではないか。

「廃炉・汚染水対策」の資金管理・確保については21ページの3.3から書かれている。そこには「東京電力が負担することが原則であり、東京電力にグループ全体で総力を挙げて捻出させる必要がある」と書かれている。そして、一つは「巨額の資金を長期にわたり管理していくため」、原賠・廃炉機構に資金を積み立てること、もう一つは「総括原価方式の料金規制下にある東電PGにおいて、託送収支後の事後評価に例外を設けること」によって、この必要な積立資金を捻出させることが適当であるとされている。

1) しかし、送配電部門の費用は「託送料金」という形で、全て消費者の電気料金に転嫁されている。実際には5円/kWhしかかかっていないのに、10円/kWhを消費者から徴収し、差額の5円/kWhを廃炉・汚染水対策費として積み立てさせるというのが、提案されている方式であり、東電は負担ゼロ、消費者が全額負担しているだけではないか。

A：廃炉汚染水の関係で、規制部分だから送配電部門からとるとするのは、我々の認識とは違っている。東京電力が総力を挙げる、という認識。

2) 仮に合理化によって参考図15に書かれているような「超過利潤」を生み出せるのであれば、他の一般電気事業者のエリアでは託送料金が半額程度になり、東電エリアでは据え置きということが起きるといえることか。

A：この図について、図の長さについては誤解を招くものだったかもしれないと話している。デフォルメしている。原則として、託送料金は電力ガス取引監視委員会が厳正に審査し、経済産業大臣が認可する。経営の合理化によってしっかりと生み出していく。その意味で、託送料金の原価に廃炉・汚染水対策の費用を入れようということではない。今ある料金の中で、東電がしっかりと経営合理化によってコストを削減したりしていただいて、そこで生み出した費用を1Fの廃炉にあてる。消費者のみなさまに料金の値上げで求めるのではなく、

東電がグループ総力を挙げて対応することとしたい。

追加Q：21 ページの脚注 22 はどう考えればよいのか。

A：送配電事業で利益が出た場合には、託送料金を値下げすることとなっている。東電については、合理化分を廃炉などに使えるようにするという、特例を設けることである。なので、これは国民負担増になるのではないかという議論はあると思う。他方、料金が下げられるのに下げられないという事態が生じてしまうのは、あるべき姿としてよくないと考えている。中間とりまとめの 22 ページの真ん中に「留意事項」として書いてあるのは、東電グループ全体の中で東電パワーグリッド（PG）の負担が過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考に、としているが、他の電力会社では託送料金が下がるが、東電管内では下がらないということは避けなければいけないとは考えている。詳細はこれからの検討だが、託送料金の値下げについては、東電PGだけを見て値下げするかということは、検討していく。

追加Q：東電が、東電の送配電部門を全国の送配電部門と融合させていくことを計画しているというニュースがあったが、経済産業省としても考えているのか。そうすれば地域間格差はなくなることになる。

A：そのニュースは見ていないが、そういう意味では、東電委員会の中でも例外なくこれまでの常識にとらわれない形での経営改革についての提言がされている。その中には送配電についてのコストの改革、調達に関する改革など、東電単独での改革や信頼の回復、原子力について共同事業体を設立することなどについても書かれている。

燃料火力事業については中部電力と合同の J E R A が設立されており、燃料の調達でのコスト削減などを行い始めている。これまでの電力会社については、基本的にはあまりなかった試みだが、そういった経営改革を行っていくことが提言されている。東電改革の直接の担当ではないので、詳細については把握していない。

3) それは、東電ではなく、今後転入する新規居住者も含めて、東電エリアの消費者だけが、「廃炉・汚染水対策」の費用を負担するという意味か。

5、 総括原価方式に基づいて認められる事業報酬以上の利益（超過利潤）とは何か？
総括原価方式とは、総括原価に対し法律で定められた比率の利益しかとってはいけないという制度である。ところが、それを超える利益（超過利潤）があるということが、22 ページには書かれ、参考図 15 では、費用（総括原価）を上回るほど超過利潤を挙げている図が示されている。

1) 送配電事業者は、このような超過利潤をこれまでも挙げていたのか？

A：いくつかの実績を紹介する。事業者によっては超過利潤を上げている年度もあった。H26、27について、北海道電力 H26は36億円の超過利潤、H27はマイナス94億円。東北電力はH26は66億円、H27はマイナス223億円。中部電力はH26はマイナス218、H27はマイナス158億円。

2) 22ページの注23にある、ストック管理方式とは何か？

A：ある年度で10億円、次の年度で20億円であれば、累積で30億円とし、それが一定を超えれば値下げをするという管理方式。

3) 超過利潤の評価については、どの法律の第何条に書かれているのか？

A：電気事業法の19条に書かれている。審査基準等に関する規則 第二(14)に基準が定められている。

4) これまで注23の②の方法で、料金の是正が行われてきたにもかかわらず、託送料金はそう大きく変化していない。むしろ減るよりは増えてきたようにも思える。それが、今後は参考図15のように、大幅な超過利潤をあげるようになる想定できるのはなぜか？

A：家庭向けの託送料金については、値上げはない。託送料金は厳正な審査をもとに定められているので大幅な超過利潤ということはないと思うが、東電については東電委員会で決定した事業再編も含めた対策によって、費用を賄えるように、徹底した経営改革をすることになる。加速化して進めていき、超過利潤をしっかりと、福島に関する費用にしっかりとあてていきたい。

⇒今の例をお聞きすれば、マイナスのほうが大きいようで、超過利潤をあげるのは難しいように思うが、どうなのか

A：北海道電力はマイナス96億円、九州電力はプラス150億円、東京電力はマイナス260億。

⇒東電がそこから超過利潤をだすのは難しくないか。

A：やさしい話ではない。しかし、増えていく見込みの廃炉や賠償費用を、東京電力が経営改革によってしっかりと捻出することは、やってもらわなければならないこと。東電改革提言に書かれているようなことをしっかりとやることで、福島に関する費用を捻出いただきたい。

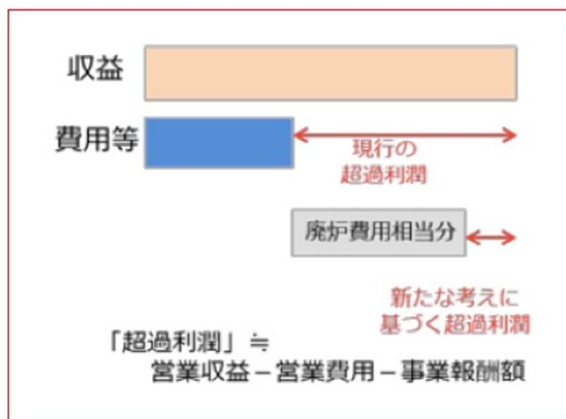
⇒東電が合理化によって、と説明されるが、託送料金の費用を捻出しようとする、東電の送配電部門の合理化、ということだと思うが、発電や小売部門も含んでのことなのか？

A：福島の事故に関する費用にあてていくのは、東電の送配電部門だけでなく、グループを

あげてしっかりと捻出していくべきものである。小売部門発電部門含め、総力をあげてやっていきたい。

- 5) そういうことがないのであれば、この「中間とりまとめ」の想定自体が無意味ではないか。

参考図 15 託送収支事後評価における例外措置のイメージ



6、 賠償資金 7.9 兆円は誰がどのように負担するのか？

第6回東電改革・1F問題委員会「参考資料」で示された「賠償費用」7.9兆円については、現在は原子力損害賠償・廃炉支援機構法のスキームで、政府からの交付金でまかない、それに対し東電が特別負担金、東電を含む10電力が一般負担金を原子力損害賠償・廃炉支援機構に納付するという形が取られている。

- 1) 東電はいま、発電部門（フュエル&パワー）、送配電部門（パワーグリッド）、小売部門（エナジーパートナー）そして東電ホールディングスの四つに別れているが、特別負担金や一般負担金は、どのセクションが負担しているのか。東電ホールディングスか。

A：もちろん分社化しているので、経営という意味ではそれぞれがそれぞれやっている。ホールディングス（HD）とその下に各会社があり、それぞれの会社は配当という形で親会社のほうにお金の流れが行く。各社が利益を上げれば、HDのほうにも行く。そういう意味で総力をあげて、と言っている。

⇒HDは事業をもっていないので、各セクションからの上納金によっていると思う。発電部門や小売部門は競争があるので、利益を上げやすいのは送配電部門ではないか。

A：小売会社も発電会社も、競争の中でも経営を合理化していくことは可能。

⇒一般負担金、特別負担金の支払い義務者はだれか。

A：どのセクションが原賠廃炉支援機構法にもとづくと、特別負担金については認定事業者が納付義務を課せられている。一般負担金は原子力事業者が払う。東電グループについては東電HDが原子力事業者、また認定事業者である。

2) 東電ホールディングスの収入はどのように確保されているのか。

A：水力発電や原子力発電も持っている。一部の水力発電からの収入、かく子会社からの収入がある。

3) 東電の原発は、東電ホールディングスの保有とされているが、柏崎刈羽原発などの維持管理費は、どのセクションの費用およびコントロール下で行われているのか。

A：柏崎刈羽原発の維持費用は東電HDが負担している。

⇒それは今後もそうなのか。

A：送配電事業と小売り事業の兼業は禁止されているので、2020年以降は禁止されるが、同じグループ会社の中で別の子会社がやっていることは可能。

東電HDが2020年以降も、水力と原発を持ちつづけることは可能。フュエル&パワーの兼業は禁止。

4) その費用は現在、コストとして、発電、送配電、小売の原価に反映されているのか。

A：東電HDの原子力にかかる費用は、EPの小売料金に反映されている。HDがEPに売っているため。

5) 反映されていないとしたら、コストは誰が負担したのか。

(反映されている)

7、 2020年度以後の一般負担金は誰がどのように負担するのか？

電力システム改革のロードマップにおいては、2020年度に全ての一般電気事業者において発電と送配電、小売の分離が行われることになっている。それぞれが別の法人であるから、発電側の費用を送配電や小売側が負担するということがあってはならない。

1) 2020年度以降は、原子力発電のコストである一般負担金は原発を保有している発電部門のコストと考えてよいか。

A：変わりはない。

2) 仮に東電のようにホールディングカンパニーが原発を保有したらどうなるか。一般電気事業者全体のコストとなるのか。この場合も、一時期、発電のコストをホールディング側で負担するという理解でよいか。

A：一般負担金は、原子力事業者が負うことになっている。つまり、東電HD。ただし、実質的には、HDは電気を小売部門に売るため、実際には小売部門の電気料金となる。

3) 一般負担金の総額は、現時点では年間1630億円とされるが、旧一般電気事業者が

三分割された後にも、これが送配電部門の費用とされることはないか。

A：一般負担金は原子力事業者が負う。

4) 同じく 1630 億円が、旧一般電気事業者の小売部門のコストとして、販売する電気の価格を押し上げることはあるか。

A：旧一般電気事業者で、一般負担金を小売価格に転嫁していない場合は、ありうる。

5) 19 ページには「一般負担金は、経過的に措置されている小売規制料金等により回収されていることから」という一文がある。「経過的に措置されている」の意味は何か。

A：消費者保護の観点から問題ないことが確認できるまでの、規制料金のこと。

6) ベースロード電源市場と一般負担金になんらかの関係はあるか。

A：直接的には関係はない。ベースロード電源市場の創設は、電気料金の最大限の抑制や競争の活性化にとって非常に重要なものだと思っている。新規電力事業者は、安定したベースロード電源にアクセスできない状況。そういう方々にとって重要。大手電力に対して、単にベースロード電源を市場に出せということは、財産権の問題などで難しいと考えている。一体的に措置することで、電源の多様化とベースロード電源の確保を実現すると考える。

8、「過去分」の考え方について

19 ページには、1966 年から 2010 年までに「一般負担金」として徴収したと同額（2.4 兆円）を、一般消費者が負担すべき原子力の「過去分」負担とし、2020 年以降の託送料金に上乗せして回収すると書かれている。

追加：過去分の不足分として 3.8 兆円が設定されているが、これはおかしいのではないか。今でいえば 21.5 兆円が損失の費用、これから 2011 年以降の一般負担金を引いた額が、過去分ではないのか。保険金なのか、保険料なのか。これから払えば保険金はもらえるのか。

A：今も賠償にかかる費用は、建て替えられている。福島第一事故は機構法の対象になっている。

⇒東電の損害賠償金はすべて税金で払われているので、不足もなにもない。なぜ消費者や他の電力会社が負担するのか。

A：今の機構法は、相互扶助にもとづいている。

将来の事故に対して機構法の対象になるかは議論があると思うが、機構法の成立のときに、福島事故は対象になっていた。1960 年代の時点から仮に機構法があったとすれば、ということ。

⇒保険料の考え方で、過去のものということはありません。

A：規制料金は、料金設定の時点で合理的に見積もられる。どんな費用であっても、規制料金に見積もられる。

過去分といわれている、賠償の備えの不足分については、事故の前に仕組みがなかったときの分と考えている。通常の企業の活動であれば、事業者が自由に料金を見積もる。過去に見積もっていなかったからといって転嫁することはありえない。しかし、電気事業は、規制のもとにおかれていた。規制料金のもとでは、合理的に見積もりできるものしか料金への算定は見積もられていない。仮にもっと料金にいられたかったとしても、政府からは認められなかった。その点は、ほかの企業の活動とは違う。

⇒それは事故を想定していなかったということだろう。以前は 2 兆円という見積もりだった政府の見積もりが甘く、賠償への備えをしていなかったということではないか。

A：その点については、政府として真摯に反省をしている。

電気事業については、規制のもとにあったため、それに関しては

⇒3.8 兆円というのは、過去に払うべきだった保険料ということだろう。どのように計算したのか。

A：保険料にあたるのが、一般負担金で、1630 億円。機構法は保険スキームになっているので、考え方が違う。福島事故が起こる前に機構法があったとしたら、・

(※以下 1)～4)については時間切れ・未回答のため、後日阿部知子事務所より、追加ヒアリング予定)

- 1) 「過去分」2.4 兆円は、2020 年度以降は「託送料金」に上乗せするとされるが、託送料金に上乗せされるのは、この 2.4 兆円だけに間違いないか。
- 2) 「一般負担金」は原子力損害賠償・廃炉支援機構法で作られた仕組みである。その際には、福島原発事故の損害賠償金について、他の原子力発電事業者も連帯責任で負担を負うこと、それが将来の事故に備える保険的な意味を持つことは意味として含まれていたが、「過去分」の負担であることはどこにも書かれていない。そうすると、定義を変える法改正が必要ではないか。
- 3) 原賠廃炉機構の一般負担金について、今後過去分 3.8 兆円を回収するという案が、中間とりまとめで提示されている。今回東電 1 F 委員会で参考資料として配られた数字をみると賠償費用の増加分は 2.5 兆円である。過去分 3.8 兆円は取りすぎではないか。そもそも賠償費用全体が増加したのであれば、当然東電の特別負担金も増やすべきではないか。
- 4) 「過去分」の規模について、参考図 12 の縦軸が「熱出力」となっている。「電気出力」はおおよそ、「熱出力」の 1 / 3 であり、且つ、各原発は 100%稼働していた訳ではなく、各原発／各年度毎に異なり、1975 年～2020 年までの全原発の平均設備利用率は 71.8% (原子力安全基盤機構) と言われている。従って、「消費者

に提供した電力の対価」とするなら、縦軸は「電気出力」、そして、数量は「設備容量」ではなく「実際の発電量」の年度毎の集計にすべきではないか？

9、「中間取りまとめ」以降、実施までのプロセス

このパブコメが出された後、これが「実施」されるまでのプロセスを明示していただきたい。

A：パブコメの意見を踏まえ、終了後、本年2月以降に報告書として取りまとめる。その後必要な制度改正を行い、それぞれの施策を実施する。法律改正も含めて検討を行っている。廃炉規則の改正は必要になるのではないか。今のパブコメには入っていない。

以上

(文責：FoE Japan 吉田)